

お客さま各位

## 「Bank Pay 取引規定」の改定のお知らせ

さわやか信用金庫

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、ことら送金において寄付を目的とした「特定用途送金」について、2026年5月11日から開始する予定です。また、Bank Pay を利用した貸金返済のニーズに対応するため、「収納委託方式」の枠組みによる返済スキームについて、同年7月を目途に追加する予定です。

については、下記のとおり取引規定を改定することをお知らせいたします。

## 記

## 1. 改定する規定

- Bank Pay 取引規定

## 2. 新旧対照表

注：下線部分が変更箇所

新	旧
<p>第1章 Bank Pay 取引 4. (Bank Pay 取引契約等) (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</u></p> <p><u>26. (特定用途送金に関する留意事項)</u></p>	<p>第1章 Bank Pay 取引 4. (Bank Pay 取引契約等) (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p>

<p>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。</p> <p>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブサイト（「ことら送金」利用者はこちら&gt;使い方&gt;ことら送金）を確認してください。</p> <p>第3章 その他 27.（譲渡・質入れの禁止） この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>28.（規定の変更） (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2026年4月1日より適用)</p>	<p>(新設)</p> <p>第3章 その他 26.（譲渡・質入れの禁止） この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>27.（規定の変更） (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2023年9月1日より適用)</p>
---	--

2. 改定日

2026年4月1日（水）

以上